



学校教育法でいう「学校」（幼稚園、小学校、中学校、高等学校の総称。以下省略）の教員となるためには、教育職員免許法に定められた教育職員免許状を所有していなければなりません。

また、その免許状を取得するには、同法で定められる単位等を履修する必要があります。その履修は、取得しようとする免許状の校種や教科、あるいは入学年度により異なります。

●教育職員免許状を取得するための条件（1種免許状）

- (1) 学士の学位を有すること
- (2) 次の4つの分野に大別される、それぞれの免許種類ごとに定められた所定の要件を満たすこと

教科に関する科目

各教科等の指導をする上で基礎となる専門的な知識や技術を養う科目群

教職に関する科目

教員としての専門性を養う科目群

教科又は教職に関する科目

各自の志向にしたがって、教員としてのオリジナリティを養う科目群

免許法施行規則66条の6に定める科目

教員としての基本的な資質を養う科目群

*履修にあたっては、該当のページをよく確認し、十分に注意してください。

- (3) 介護等の体験（小学校および中学校教諭普通免許状）

小学校および中学校教諭普通免許状取得にあたっては、社会福祉施設5日間、特別支援学校2日間の合計7日間の介護体験を行う必要があります。

取得できる教育職員免許状一覧

免許の種類		文学部		農学部			工学部			経営学部		教育学部		芸術学部			リベラル
		人間 学 科	比較 文 化 学 科	生 物 資 源 学 科	生 物 環 境 シ ス テ ム 学 科	生 命 化 学 科	機 械 情 報 シ ス テ ム 学 科	ソ フ ト ウ ェ ア サイ エ ン ス 学 科	マ ネ ジ メ ン ト サイ エ ン ス 学 科	国 際 経 営 学 科	観 光 経 営 学 科	教 育 学 科	乳 幼 児 発 達 学 科	パ フ ォ ー ミ ン グ ・ ア ー ツ 学 科	メ デ ィ ア ・ ア ー ツ 学 科	ビ ジ ユ ア ル ・ ア ー ツ 学 科	リ ベ ラ ル ア ー ツ 学 科
幼稚園 教諭	1種										●	●					
	2種										●	●					
小学校 教諭	1種										●						
	2種	○	○	○	○	○		○	○	○	○	●		○	○	○	○
中学校 教諭	1種	国語															●
		英語		●						●	●						●
		社会	●									●					
		音楽												●			
		美術													●	●	
		保健体育										●					
	2種	数学						●	●								
		理科			●	●	●										
		社会										●					
高等学校 教諭	1種	保健体育									●						
		国語															●
		英語		●						●	●						●
		公民	●									●					
		音楽												●			
		美術													●	●	
		工芸														●	
		保健体育										●					
		数学						●	●								
		理科			●	●	●										
		農業			●	●											
		情報							●								
工業						●											
商業									●								

●=自学科開設科目受講により免許取得
○=「ダブル免許プログラム」を受講により免許取得